

# 滞納処分（差押など）を強化しています

## ～税負担の公平性を確保するために～

### 『町税など滞納を減らす取組強化を実施中！』

納税は国民の義務であり、税金は町が行政サービスを提供するための大切な財源です。本町では、平成23年度課税分についても、督促および催告（文書・電話等）を行っても納付されない方について、納付された方との公平を保つため滞納処分《注1》を実施します。また、併せて督促手数料・延滞金《注2》も徴収します。

過年度分（平成22年度以前）に課税されたものを滞納されている方についても、引き続き調査・捜索などを行い、悪質滞納者については厳しく滞納処分を実施していきます。

◎滞納処分《注1》 国税徴収法・地方税法などに定められています。町税などを定められた納期限までに納めないことを「滞納」といいます。

滞納すると、督促状、催告書（電話・訪問なども含む）を送付するなどして、納付していただくよう催告します。

それでも納付していただけない場合は、滞納処分として強制的（裁判所の許可なく実行できる）に財産（給与・預貯金・不動産など）を差し押さえ、差し押さえた財産を公売または取立てし、これを町税などに充てます。

延滞金《注2》 国税徴収法・地方税法などに定められています。

納期限を過ぎてから納付すると、その遅延した税額及び期間に応じて延滞金が加算されます。納期限内に納めた人との公平を保つために、本税に加算して徴収するものです。

#### 延滞金の計算・(概要)

- ①納期限後1ヶ月以内は、(税額) × (4.3%) × (延滞日数) ÷ 365 の延滞金が加算されます。
- ②納期限後1ヶ月を超えると、(税額) × (14.6%) × (延滞日数) ÷ 365 の延滞金が加算されます。

#### 滞納処分 (過去3カ年の差押の件数・金額)

平成20年度	76件	4,104,025円
平成21年度	46件	2,960,420円
平成22年度	47件	1,659,890円

#### 捜索実施件数

平成20年度	9件
平成21年度	7件
平成22年度	4件

#### ※捜索

裁判所の発行する家宅捜索のための令状は必要なく、徴税吏員が必要と認めればいつでも行うことができます。滞納者自身の住居・事務所などを捜索します。

### ◎納期限内納付のお願い

町税などを滞納されることで、督促状・催告書の作成・電話・訪問・郵送・調査などに多大な費用を要します。これは、本町にとって大きな損失です。

納期限内に自主納税していただく（便利な口座振替も推進しています）ことでこれらの費用を削減でき、町民の皆様からの貴重な税金を、皆様のためのさまざまな事業（福祉・教育・道路整備など）に有意義に活用することができます。

納期限内に納めていただきますようご協力をお願いします。

### ◎納期内納付に困ったときは相談を！

病気や失業などのさまざまな理由により、収入が著しく減ったため税金を期限内に納めることができない場合は、放置せず早めに税務課にご相談ください。

◆問い合わせ先 税務課滞納対策室  
☎0859-54-5208

